

湯本地区オンデマンド交通実証運行業務委託公募要項

交通利便性の向上及び効率化を図り、将来にわたって持続可能な地域交通サービスを提供するため、以下のとおり道路運送法第78条により、実証運行として実施する、自家用有償旅客運送のオンデマンド交通実証運行業務及びこれに付帯する業務の受託者を公募します。

1 業務概要

(1) 業務名

湯本地区オンデマンド交通実証運行業務委託

(2) 業務内容

- ア 車両運行業務（湯本地区スクールバス運行を含む）
- イ 予約受付業務
- ウ 利用料金徴収業務
- エ 車両管理業務
- オ その他、運行に必要な業務に関すること

※詳細は、別添「湯本地区オンデマンド交通実証運行業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※ただし、運行期間は令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

2 参加申込資格

- (1) 天栄村内に主たる事業所等のある法人又は団体。ただし、運行を管理する者及び2人以上の乗務員（運行を管理するものと兼任可。）を確保し、代表者決めて申込むこと。

- (2) 乗務員は道路運送法施行規則第51条の16の要件を満たすものとする。

- (3) 団体又はその代表者が次事項に該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者及び同条第2項の規定により競争入札へ参加を排除されている者
- イ 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申

立てがなされている者

オ 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者

（ア）天栄村暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

（イ）暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者

（ウ）暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

３ 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者が、以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （１）参加申込資格を満たさなくなった場合
- （２）提出期限までに書類が提出されない場合（質問書を除く）
- （３）提出書類に不備がある場合（質問書を除く）
- （４）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （５）著しく信義に反する行為があった場合
- （６）本件に関して、本書に定める以外の方法により、本村職員に直接又は間接の連絡を求めた場合
- （７）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

４ スケジュール

No	内容	日時	提出方法・備考
１	公募開始	令和７年８月２０日	
２	質問受付期限	令和７年８月２９日	郵送または持参にて受付
３	応募申請書等提出期限	令和７年９月 ９日	郵送または持参にて受付
４	書類審査・受託事業者の選定	令和７年９月中旬	
５	見積合わせ	令和７年９月中旬	
６	契約予定日	令和７年９月中旬	

応募申請書については、提出方法にかかわらず、締切日の１７時１５分必着とする。
持参にて提出の場合、平日の８時３０分から１７時１５分までの間に持参すること。

５ 質問の受付及び回答

仕様書等の内容に関して質問事項がある場合は、質問書（様式第６号）により、電子メール又はFAX等で提出すること。

- （１）提出期限 令和７年８月２９日 １７時１５分まで

(2) 提出先 天栄村企画政策課

電話：0248-82-2333 FAX：0248-82-2718

電子メール：kikakuseisakuka@vill.tenei.lg.jp

6 応募の手続き

(1) 公募要項等の配布

企画政策課において配布するほか、天栄村のホームページに掲載します。

(2) 提出期限

令和7年9月9日 17時15分まで

(3) 提出書類

①湯本地区オンデマンド交通実証運行業務委託応募申請書（様式1）

②法人等の概要書（様式第2号）※法人登記、定款を添付すること

③法人等の役員名簿（様式第3号）

④統括責任者及び業務責任者一覧（様式第4号）

⑤業務体制報告書（様式第5号）

⑥見積書（任意様式）

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。（提出期限までに必着）

提出部数1部

提出先 〒962-0592

天栄村大字下松本字原畑78

天栄村企画政策課

7 選定方法

応募書類を審査、選定を行ったうえで、参加資格を満たす応募者に見積合せにより契約予定者を決定します。

8 応募に関する注意事項

(1) 応募の際に要する費用は、応募者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、本業務の選定以外目的で使用しません。

(3) 提出された書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正行為があったときは失格とします。

【問い合わせ及び応募書類提出先】

天栄村企画政策課企画調整係

〒962-0592 天栄村大字下松本字原畑78

電話：0248-82-2333 FAX：0248-82-2718